

大口町告示第22号

大口町訪問理美容サービス利用助成実施要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町訪問理美容サービス利用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自宅において心身の障がい、疾病等の理由により寝たきり状態の高齢者等に対し、理容師又は美容師がその自宅を訪問し理容又は美容のサービスを提供すること（以下「訪問理美容サービス」という。）に関し、その訪問に係る経費を助成することにより、当該高齢者等が快適な生活が営めるよう援助し、もって在宅福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 訪問理美容サービスの実施主体は、大口町（以下「町」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 訪問理美容サービスの利用対象者は、住民基本台帳法（昭和41年法律第81号。）第6条に定める町の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、次の各号のいずれかに該当し日常生活を営むのに著しく支障がある者とする。

- (1) 70歳以上の単身高齢者
- (2) 75歳以上の者だけで構成される高齢者世帯に属する者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条により要介護3から要介護5の認定を受けた者
- (4) その他特に町長が認めた者

(助成内容)

第4条 自宅において、町が指定した理容店又は美容店（以下「理美容店」という。）の訪問理美容サービスを利用した場合に限り、出張料相当額（通常のリ容又は美容に係る料金を除く。）として、1回につき1,000円を、年度を単位に6回を限度とし助成するものとする。

(申請及び決定)

第5条 第3条に定める者のうち、訪問理美容サービスを利用しようとするものは、大口町訪問理美容サービス利用申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに訪問理美容サービスの利用の適否を決定し、大口町訪問理美容サービス利用決定（却下）通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条第2項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、訪問理美容サービスを受けたときは、訪問理美容サービス利用助成金請求書（様式第3）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適正と認めたときは、利用者に助成金を交付するものとする。

（辞退）

第7条 利用者が、転出、死亡等により、訪問理美容サービスの利用を必要としなくなったときは、申請者又はその代理人は、速やかに大口町訪問理美容サービス利用辞退届（様式第4）を町長に提出しなければならない。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

大口町訪問理美容サービス利用申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名

印

電 話

氏 名		生年月日	年 月 日	性 別	男・女
対象区分	1. 70歳以上の単身者 2. 75歳以上の高齢者世帯 3. 要介護 3・4・5 4. その他				
世帯状況 (申請者を除く)	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	
備 考					

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

大口町訪問理美容サービス利用決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、大口町訪問理美容サービスの利用を決定（却下）しましたので通知します。

記

（却下理由）

様式第3(第6条関係)

大口町訪問理美容サービス利用助成金請求書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

次のとおり、大口町訪問理美容サービス利用助成金を請求します。

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			性別 男・女
利用年月日	理美容店名 代表者氏名 ⑩	訪問理美容代金	うち 訪問に係る 費用
年 月 日	⑩	円	円
年 月 日	⑩	円	円
年 月 日	⑩	円	円
合 計 金 額 (訪問に係る費用)			円
口座振込希望金融機関	種別	口 座 番 号	口座名義人
銀行 信用金庫 農業協同組合	普通 当座		フリガナ

様式第5（第7条関係）

大口町訪問理美容サービス利用辞退届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町

氏 名 ㊞

電 話

次のとおり大口町訪問理美容サービスの利用を辞退します。

氏 名		生年月日	年 月 日
対象区分	1. 70歳以上の単身者 2. 75歳以上の高齢者世帯 3. 要介護 3・4・5 4. その他		
辞退年月日	年 月 日		
辞退理由	転出・死亡・その他（ ）		
備 考			